

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第23回)

平成27年7月15日(水)
16時00分～
日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. 社債の取引情報(価格等)発表停止基準及び発表停止解除基準について
2. 「売買参考統計値に関する取扱いについて」及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の改正について
3. その他

以 上

社債の取引情報の発表停止基準（X）及び発表停止解除基準（Y）の設定方法について（案）

平成 27 年 7 月 15 日

社債の取引情報の発表停止基準（一定の数値：X）及び発表停止解除基準（一定の数値：Y）については、以下の方法により設定することとしてはどうか。

1. 発表停止基準の設定年限

社債の残存年数に応じ、以下の区分により発表停止基準を設定する。（注 1）

① 3 年未満、② 3 年以上 5 年未満、③ 5 年以上 7 年未満、④ 7 年以上 10 年未満、⑤ 10 年以上 15 年未満、⑥ 15 年以上

（注 1）システム上は、1 年未満、1 年以上 3 年未満、3 年以上 5 年未満、5 年以上 7 年未満、7 年以上 10 年未満、10 年以上 15 年未満、15 年以上 20 年未満、20 年以上 30 年未満、30 年以上 40 年未満、40 年以上の区分で設定できる。

2. 設定年限別に格付会社毎の数値を作成

格付投資情報センター（R & I）の格付けによる AA 格社債と A 格社債の平均利回り差一覧表、日本格付研究所（J C R）の格付けによる AA 格社債と A 格社債の平均利回り差一覧表を基に、各年限別の平均利回りの差を上記 1 の設定年限毎に区分けした上で、各設定年限内の平均利回りの差の中央値を格付会社毎の数値とする。（別紙 1）（注 2、3）

（注 2）原則として、直近 1 年分の平均利回り差のデータを基に算出する。

（注 3）平均利回り差は、各残存年数別の AA 格と A 格の平均利回りの単純差である。また、各年限において AA 格社債と A 格社債の構成比が異なることから設定年限別に加重平均を算出することができないため、便宜的に設定年限別に平均利回り差の中央値を使用する。

3. 格付会社毎の数値を一本化し、X の基準値を決定

上記 2 で作成した格付会社毎の数値を設定年限毎に比較し、数値の小さい方を X の基準値とする。

4. 一定の数値 X の決定

X は 5 bp 刻みとすることとし、上記 3 の基準値の端数を切り上げた値を X とする（例：基準値が 10.1 bp の場合の X は 15 bp、基準値が 16.5 bp の場合の X は 20 bp）。ただし、設定年限 n の X の値（以下「 X_n 」）を求める際に、 X_n の値が X_{n-1} よりも小さくなる場合は、 X_{n-1} の値を X_n の値とする（例：設定年限「残存年限 3 年以上 5 年未満」の X が 15 bp で、同「残存年限 5 年以上 7 年未満」の基準値を切り上げた結果が 10 bp の場合は、同「残存年

限5年以上7年未満」のXを15bpとする)。(別紙2)

5. 発表停止の解除基準(一定の数値: Y)

発表停止基準に該当する前の状態に戻ったことが確認できれば、発表停止を継続する必要性はないと考えられることから、発表停止の解除の基準となる数値Yは、Xと同一の設定年限により設定し、Xと同一の値とする。

6. X及びYの設定値の見直し

一定の数値X及びYについては、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。

以 上

AA格社債とA格社債との平均利回りの差(格付機関:格付投資情報センター)

単位:bp

残存年数		2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満	20年以上
		2012年	平均利回りの差	9.7	8.2	6.6	8.4	16.5	15.3	24.7	25.8	23.2	18.6	21.0	36.5	57.8	44.8	19.0	36.0	42.7	29.0
	中央値	9.0		7.5		15.9		24.7			36.5				29.0						
2013年	平均利回りの差	8.8	11.5	12.0	17.8	25.3	24.7	26.2	21.3	25.1	44.2	49.8	46.4	30.5	39.8	37.3	27.9	21.2	6.0	12.9	7.3
	中央値	10.1		14.9		25.0		25.1			44.2				17.1						
2014年	平均利回りの差	6.6	8.0	10.7	11.4	13.7	15.4	13.4	16.6	17.8	31.3	28.1	21.1	26.8	21.0	24.5	15.4	7.9	11.2	13.0	-
	中央値	7.3		11.0		14.6		16.6			26.8				13.0						
2015/1/5~ 6/30	平均利回りの差	5.7	8.6	9.8	9.9	14.5	12.1	15.1	15.3	20.6	29.9	22.5	26.2	16.6	19.2	18.1	9.7	7.7	12.4	-	-
	中央値	7.2		9.8		13.3		15.3			22.5				11.0						
2014/7/1~ 2015/6/30	平均利回りの差	5.9	8.2	9.9	10.0	13.7	12.5	14.6	15.0	19.2	30.4	22.4	21.7	22.6	18.0	20.8	9.7	9.7	11.1	10.9	-
	中央値	7.1		10.0		13.1		15.0			22.4				10.9						
全期間 (2012/1/4~ 2015/6/30)	平均利回りの差	8.0	9.1	9.7	12.1	17.9	17.5	20.6	20.4	21.8	31.1	32.2	33.4	35.4	33.0	25.6	21.9	23.4	16.3	11.4	7.3
	中央値	8.6		10.9		17.7		20.6			33.0				19.1						

※AA格社債とA格社債の平均利回りは、格付けマトリクスの複利利回り算術平均値を基に算出。

AA格社債とA格社債との平均利回りの差(格付機関:日本格付研究所)

単位:bp

残存年数		2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満	20年以上
		2012年	平均利回りの差	64.2	58.6	64.7	54.7	112.4	124.2	150.3	89.8	33.9	-7.4	-6.5	-10.2	12.6	21.7	147.8	291.5	200.6	224.7
	中央値	61.4		59.7		118.3		89.8			-6.5					200.6					
2013年	平均利回りの差	19.8	21.4	21.5	30.9	52.4	58.6	68.1	33.3	4.1	17.1	7.5	27.1	21.5	129.8	181.5	144.1	162.3	64.0	-	201.7
	中央値	20.6		26.2		55.5		33.3			21.5					162.3					
2014年	平均利回りの差	16.8	16.2	24.7	27.7	39.7	32.2	25.3	5.1	2.4	0.7	18.1	14.8	63.4	140.6	92.1	128.5	64.2	-	-	-
	中央値	16.5		26.2		36.0		5.1			18.1					92.1					
2015/1/5~ 6/30	平均利回りの差	11.1	16.5	19.8	20.3	21.5	19.4	9.3	4.4	8.9	18.2	6.1	16.8	115.7	32.5	99.3	43.5	-	-	-	-
	中央値	13.8		20.1		20.5		8.9			18.2					71.4					
2014/7/1~ 2015/6/30	平均利回りの差	12.0	14.9	20.8	20.1	26.5	20.7	11.5	3.7	7.2	6.6	11.2	14.6	119.5	49.3	95.0	60.5	-	-	-	-
	中央値	13.5		20.5		23.6		7.2			14.6					77.7					
全期間 (2012/1/4~ 2015/6/30)	平均利回りの差	30.6	30.0	34.7	35.4	61.8	64.5	71.4	37.6	12.9	4.2	6.3	14.6	41.8	82.2	133.1	194.2	180.4	227.6	-20.8	201.7
	中央値	30.3		35.0		63.2		37.6			14.6					187.3					

※AA格社債とA格社債の平均利回りは、格付けマトリクスの複利利回り算術平均値を基に算出。

別紙2

設定方法(案)に基づき算出した一定の数値「X」

単位:bp

期間 \ 残存年数	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
2012年	10	10	20	25	25	30
2013年	15	15	25	30	30	30
2014年	10	15	15	15	20	20
2015/1/5～6/30	10	10	15	15	20	20
2014/7/1～2015/6/30	10	10	15	15	15	15

社債の取引情報の発表に関する取扱いについて

平成 26 年 3 月 18 日制定

日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、『『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則』第 7 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

(1) 発表対象の社債

発表対象の社債は、次に掲げる全ての要件（以下「発表基準」という。）を満たすものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であること
- ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること

(注 1) 「AA 格相当以上」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）の一以上から AA 格相当以上の格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）を取得していることをいう。

(注 2) 「銘柄格付」及び「発行体格付」とは、いずれも信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。

(2) 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

- ① 約定年月日
- ② 銘柄コード 証券コード協議会が付番する 8 桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた 9 桁のコードとする。
- ③ 銘柄名
- ④ 償還期日
- ⑤ 利率

- ⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。
(額面金額ベース)
- ⑦約定単価 額面100円あたりの約定価格とする。
- ⑧売買参考統計値 当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の平均値を参考情報として発表する。
(平均値)

4. 発表方法等

社債の取引情報は、本協会ホームページにより発表する。データ形式はCSV、EXCEL、PDFの3種類とする。(別紙1参照)

5. 発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に社債の取引情報を発表する。

6. 当日分として発表する取引

規則第11条の2の規定に基づき当日の前営業日に会員から報告を受けた又は(株)証券保管振替機構から受領した取引を、当日分として発表する。(別紙2参照)

7. 発表対象銘柄の更新

発表対象銘柄の更新は月次で行い、当月の発表対象銘柄の一覧を、前月20日(20日が休業日の場合は、その翌営業日。以下同じ。)に本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

(注1) 前月15日(15日が休業日の場合は、その前営業日。以下「更新判定日」という。)までに発行された社債について、更新判定日時点の情報に基づき発表対象銘柄の更新を行う。

(注2) 当月中に償還される社債は、当月の発表対象銘柄から除外する。

(注3) 前月20日に発表した発表対象銘柄の取引情報は、当月第一営業日から発表する。

8. 発表停止の取扱い

(1) 発表停止措置

発表基準を満たす社債であっても、「(2) 発表停止基準」に該当する場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、当該社債の取引情報の発表を停止する。

(2) 発表停止基準

「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該2営業

日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。

(注1)「売買参考統計値」は複利利回りの平均値とする。以下同じ。

(注2)「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいい、原則として、当該社債に最も償還日が近い国債（ただし、当該社債より償還日が遅いものに限る。）とする。以下同じ。

(注3)「一定以上」の数値は本協会が別に定めることとし、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。「9. 発表停止の解除」の「一定以上」の数値において同じ。

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(3) 申請に基づく発表停止

本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。

発表停止の申請及び決定等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 会員は、個別の社債につき、発表停止が真に必要であると考え理由及びその根拠となる資料を提出して、本協会に発表停止を申請する。
- ② 本協会は、会員から提出された資料等に基づき発表停止が真に必要であるか否かについて審査し、発表停止が真に必要であると認めた場合には発表停止の決定を行う。
- ③ 申請に基づく発表停止の決定を行った場合には、発表停止の決定を行った旨及び当該決定の理由等について、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。
- ④ 本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。

(注) 本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

(4) 発表停止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

「(2) 発表停止基準」に該当した社債については、発表停止基準に該当した日（以下「停止基準該当日」という。）の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債については、発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債（更新判定日において新たに発表基準を満たした社債）の場合、当該更新判定日以降、「(2) 発表停止基準」に該当した社債又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債について、翌月第一営業日からの取引情報の発表を停止する。

③ 発表停止の発表方法

発表停止については、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

9. 発表停止の解除

「8. 発表停止の取扱い」により取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の属する月の翌々の第一営業日から、発表停止を解除し発表を再開する。

ただし、「当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。

(注1) 発表再開予定月の更新判定日時点においては発表停止の解除基準を満たしたものの、更新判定日以降に、再び発表停止基準に該当した社債については、発表再開予定月の発表停止銘柄に該当するため、発表再開予定月の第一営業日以降も引き続き取引情報の発表を停止する。

(注2) 発表停止を継続した場合（注1により発表を停止する場合を含む。）、発表再開予定月を当初発表再開予定月の翌月に繰り越し、繰り越し後の発表再開予定月の更新判定日に発表停止の解除について判定する。

【発表停止の解除の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

10. 発表中止の取扱い

(1) 発表中止基準

発表基準のうち、「当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること」を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。

(注1) 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。

(注2) 発表基準のうち「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」を満たさなくなった場合は、発表中止は行わない。

(2) 発表中止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

発表中止基準に該当したことを午後6時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止する。

(注) 午後6時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、当該確認日の翌々営業日から発表を中止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債（更新判定日において新たに発表基準を満たした社債）の場合、当該更新判定日以降、発表中止基準に該当したことを本協会が確認した社債について、翌月第一営業日からの取引情報の発表を中止する。

③ 発表中止の発表方法

発表中止については、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

11. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

以 上

付 則

この「社債の取引情報の発表に関する取扱い」は、平成26年3月18日付「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第11条の3の改正の施行日から施行する。

【別紙 1】

社債の取引情報の発表形式（イメージ）

○20XX 年 10 月 3 日発表分

約定年月日：20XX 年 10 月 1 日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金 額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
987654321	A 社 第○回債	20XX 年 XX 月 XX 日	1. XXX%	5 億円以上	99. 65	99. 63
				5 億円未満	99. 75	

* 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。

約定年月日：20XX 年 10 月 2 日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金 額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
123456789	B 社 第○回債	20XX 年 XX 月 XX 日	2. XXX%	5 億円以上	99. 33	99. 40
					99. 28	
				5 億円未満	99. 48	
					99. 48	

* 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。

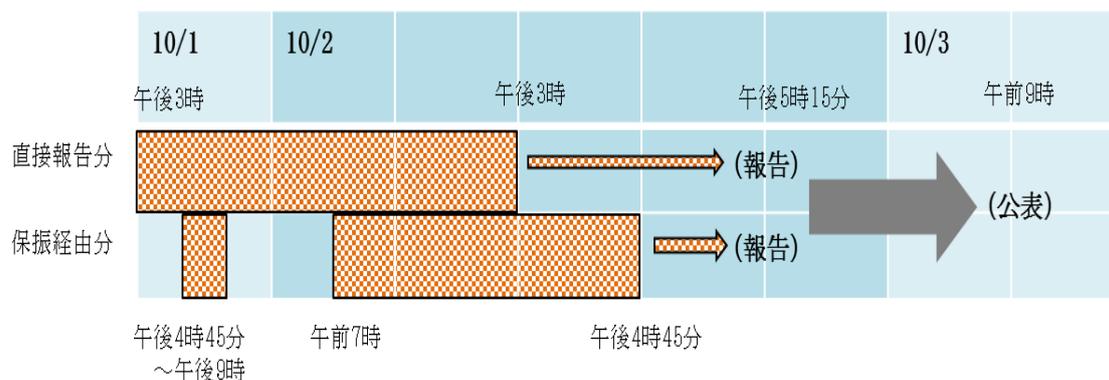
(注 1) 同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

(注 2) 同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

(注 3) 例えば、約定日 20XX 年 10 月 2 日における売買参考統計値は 20XX 年 10 月 2 日の値（売買参考統計値の発表日付は 20XX 年 10 月 3 日）を表示する。

当日分として発表する取引（具体例）

○20XX年10月3日発表分



- ① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、会員から当日の社債の取引の情報の報告を受ける^(注1)。また、(株)証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報を受領する^(注2)。

(注1) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。以下、会員から報告を受ける情報を「直接報告分」という。

(注2) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信した取引をいう。以下、(株)証券保管振替機構から受領する情報を「保振経由分」という。なお、上図は、決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

- ② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。
- ③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

以上

「売買参考統計値に関する取扱いについて」の一部改正について（案）

平成 27 年 ● 月 ● 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>5. 本協会における管理 （3）適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置 上記「（1）日々の報告気配値チェック」及び「（2）指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認められない等、指定報告協会員として不相当である状況が認められる場合、本協会は、必要に応じ、<u>規則第9条第3項の規定に基づき</u>、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じる。</p> <p>10. 記録の保存 <u>本協会は、この取扱いに基づく以下の記録を最低5年間保存するものとする。</u></p> <p>① <u>3.（3）に基づき本協会が行った指定報告協会員の指定の審査に係る資料</u> ② <u>4.（1）及び（2）に基づき指定報告協会員から報告を受けた報告気配値及び報告時間</u> ③ <u>5.（1）に基づき本協会が行った日々の報告気配値のチェックの結果</u> ④ <u>5.（2）に基づき本協会が行った指定報告協会員の報告態勢のチェックの結果</u> ⑤ <u>5.（3）に基づき本協会が行った指定報告協会員に対する措置</u> ⑥ <u>7. に基づき本協会が発表した売買参考統計値等</u> ⑦ <u>14. に基づき本協会が受け付けた売買参考統計値に係る意見</u> ⑧ <u>15. に基づく内部監査に係る資料</u> ⑨ <u>①から⑧の他、売買参考統計値の運営が適正に行われていることを検証するための資料として本協会が必要と認める資料</u></p> <p>11. 訂正の取扱い <u>売買参考統計値の訂正については、次に定めるところによる。</u></p>	<p>5. 本協会における管理 （3）適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置 上記「（1）日々の報告気配値チェック」及び「（2）指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認められない等、指定報告協会員として不相当である状況が認められる場合、本協会は、必要に応じ、<u>規則第9条第2項の規定に基づき</u>、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じる。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 本協会におけるシステム上の不具合等により誤って算出された売買参考統計値が発表された場合 <u>速やかに、訂正後の売買参考統計値及び正誤表を本協会ホームページ上で発表する。</u></p> <p>(2) 報告気配値について指定報告協会員から事後訂正の報告があった場合 <u>売買参考統計値の訂正は行わない。ただし、発表後1年が経過していない売買参考統計値については、原則として、事後訂正があった都度、速やかに再提出された報告気配値により再計算した売買参考統計値と既に発表している売買参考統計値との比較表を作成のうえ、参考情報として本協会ホームページ上で発表する。</u></p> <p>12. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い (現行どおり)</p> <p>13. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い (現行どおり)</p> <p>14. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口 (現行どおり)</p> <p>15. 本協会における運営状況の確認 <u>本協会は、この取扱いに基づく売買参考統計値の発表制度の運営状況について、本協会の内部監査により、日々の報告気配値のチェック状況及び指定報告協会員の報告態勢のチェック状況を年1回又は定期的に確認するものとし、指定報告協会員の指定に係る審査手続及び適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置の状況等を定期的に確認するものとする。</u></p> <p>この改正は、平成27年11月2日から施行する。</p>	<p>10. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い (省 略)</p> <p>11. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い (省 略)</p> <p>12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について（案）

平成 27 年 ● 月 ● 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>8. 発表停止の取扱い</p> <p>(1) 発表停止措置 (現行どおり)</p> <p>(2) 発表停止基準 「当該社債の連続する 2 営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該 2 営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。 (注 1) (現行どおり) (注 2) 「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債（<u>売買参考統計値発表銘柄で、かつ、参照国債の設定時において既に発行されている銘柄をいう</u>）をいい、原則として、<u>当該国債の売買参考統計値の最終発表日が当該社債の売買参考統計値の最終発表日より遅く、当該社債の償還日に最も償還日が近い国債（当該国債が複数ある場合は当該社債の発行日に発行日が最も近い国債とする。）とする。</u>以下同じ。 <u>ただし、当該国債の利回りが他の償還日の近い国債の利回りと大きく異なる場合には、当該国債以外の国債を参照国債とすることができる。</u> <u>なお、変動利付社債及びゼロクーポン社債については、参照国債は設定しない。</u> (注 3) (現行どおり)</p>	<p>8. 発表停止の取扱い</p> <p>(1) 発表停止措置 (省 略)</p> <p>(2) 発表停止基準 (同 左)</p> <p>(注 1) (省 略) (注 2) 「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいい、原則として、当該社債に最も償還日が近い国債（ただし、当該社債より償還日が遅いものに限る。）とする。以下同じ。</p> <p>(注 3) (省 略)</p>
<p>11. 訂正の取扱い <u>社債の取引情報の訂正については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 本協会におけるシステム上の不具合等により誤った取引情報が発表された場合又は会員若しくは株証券保管振替機構におけるシステム障害等により本来の報</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>告日から遅れて報告された場合 <u>速やかに訂正後の社債の取引情報及び正誤表を本協会ホームページで発表する。</u> <u>この場合、訂正に係る社債の取引情報の約定日の翌営業日に発表された社債の取引情報を訂正する。</u></p> <p>(2) 会員から報告を受けた取引情報について事後訂正の報告があった場合 <u>社債の取引情報の訂正は行わない。ただし、発表後1年が経過していない社債の取引情報については、原則として、事後訂正があった都度、速やかに会員から再び報告された社債の取引情報と既に発表している社債の取引情報との比較表を作成のうえ、参考情報として本協会ホームページ上で発表する。</u></p> <p>12. 流動性に与える影響等の検証 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。</p>	<p>11. 流動性に与える影響等の検証 (省 略)</p>

「売買参考統計値」及び「社債の取引情報」の訂正に係る取扱い

平成 26 年 5 月 16 日

「売買参考統計値」及び「社債の取引情報」の訂正については、次のとおり取り扱うこととする。

1. 訂正要因

(1) 売買参考統計値

原則として、報告気配値の修正等はカットオフタイムまでに行い、それ以降の修正は行わないこととしている。また、システム障害等により報告時限までに気配値を報告できない場合は、当日のカットオフタイム*¹までに報告があった報告気配値の数が5以上となった銘柄のみ発表する取扱いとなっている。このため、通常、発表後の売買参考統計値の訂正は生じないが、例外的に訂正が生じ得るケースとしては次のイ及びロが考えられる。

なお、明らかな異常値は、本協会による日々の報告気配値チェックで抽出され、修正される仕組みになっていることから、明らかな異常値が発表されて事後的に訂正の必要が生じることはない。

イ. 協会におけるシステム又は事務処理上の不具合等による訂正*²

ロ. 報告協会員からの事後訂正（例：指定報告協会員の社内検査等において適正な気配値が報告されていなかったことが判明したために、任意で訂正報告を行う場合等）

(* 1) カットオフタイムは、報告の状況に鑑みて延長する場合がある。

(* 2) 現行も稀に発生しているが、発表日の翌営業日中には概ね訂正が完了している。

(2) 社債の取引情報

通常、発表後の社債の取引情報の訂正は発生しないと考えられるが、例外的に訂正が生じるケースとしては次のイ～ハが考えられる。

なお、明らかな異常値は、本協会による日々の報告値チェックで抽出され、修正される仕組みになっていることから、明らかな異常値が発表されて事後的に訂正の必要が生じることはない。

イ. 協会におけるシステム又は事務処理上の不具合等による訂正

ロ. 報告協会員からの事後訂正（例：会員の社内検査等において誤った取引情報が報告されていたことが判明したために、任意で訂正報告を行う場合等）*

ハ. 協会員又は証券保管振替機構におけるシステム障害等により、本来の報告日から遅れて報告される場合

(*) 「社債の取引に関する報告要領」において、「当日午後3時より後に取引の取消又は取引内容の変更が判明しても報告の再提出は要しないものとする」としているため、ロの事後訂正を行うケースは限定的であると考えられる。

(*) 協会員又は証券保管振替機構のシステム障害等が復旧した日に遅れて報告する場合は、障害復旧日の報告分には、「障害復旧当日の報告分（本来の報告分）」と「障害発生日から障害復旧日前日までの報告分」とが含まれる。取引情報の発表にあたって、「障害復旧当日の発表分（本来の発表分）」と「障害発生日から障害復旧日前日までの発表分」とが混在する形で発表することは適当ではないと考えられるので、「障害発生日から障害復旧日前日までの発表分」については、障害発生がなければ発表されていた日のデータを訂正する形で発表することとする。

2. 訂正データの取扱い

(1) 売買参考統計値について

① 訂正要因イ「協会におけるシステム又は事務処理上の不具合等による訂正」の場合
訂正期間及び誤差の程度にかかわらず、訂正があった都度、速やかに訂正データを作成のうえ、次のとおり訂正データの発表を行う。

(i) 正誤表の掲載

- ・ ホームページ上の売買参考統計値のデータを掲載しているページと同じページに「訂正があった旨」を表示する。
- ・ 「訂正履歴」ページに正誤表を掲載する。当該ページには直近の正誤表だけでなく、過去の正誤表も掲載する。正誤表を掲載する場合は訂正日時を示す。（現行の売買参考統計値の訂正と同様の対応）
- ・ 正誤表は現行の売買参考統計値の正誤表に準じて作成する。

(参考：現行の売買参考統計値の訂正履歴ページ)

<http://market.jsda.or.jp/html/saiken/reki/baibai.html?rireki=%92%F9%90%B3%97%9A%97%F0>

(ii) 発表ファイルの差替え

- ・ 原則として、正誤表の掲載と同じタイミングで発表ファイルの差替えを行う。

② 訂正要因ロ「報告協会員からの事後訂正」の場合

訂正は行わない。

ただし、発表後1年が経過していないデータの訂正については、原則として、訂正があった都度、速やかに比較表*を作成のうえ、参考情報として協会ホームページに掲載する。この場合、最初に発表したものが正式な数値であり、比較表の数値はあくまで参考情報の位置付けとする。

(*) 報告協会員から再提出された気配値により再計算した売買参考統計値と既に発表している売買参考統計値との比較表

(2) 社債の取引情報について

① 訂正要因イ「協会におけるシステム又は事務処理上の不具合等による訂正」及び訂正要因ハ「協会員又は証券保管振替機構におけるシステム障害」の場合

訂正期間及び誤差の程度にかかわらず、訂正があった都度、速やかに訂正データを作成のうえ、次のとおり訂正データの発表を行う。

(i) 正誤表の掲載

- ・ ホームページ上の社債の取引情報のデータを掲載しているページと同じページに「訂正があった旨」を表示する。
- ・ 「訂正履歴」ページに正誤表を掲載する。当該ページには直近の正誤表だけではなく、過去の正誤表も掲載する。正誤表を掲載する場合は訂正日時を示す。(現行の売買参考統計値の訂正と同様の対応)

(ii) 発表ファイルの差替え

- ・ 原則として、正誤表の掲載と同じタイミングで発表ファイルの差替えを行う。
- ・ 本来の報告日が判別できる場合は、本来の報告日の発表ファイルの差替えを行う。
- ・ 本来の報告日が判別できない場合は、訂正に係る取引情報の約定日で判別することとし、当該約定日の翌営業日が発表日となっている発表ファイルの差替えを行う。

② 訂正要因ロ「報告協会員からの事後訂正」の場合

訂正は行わない。

ただし、発表後1年が経過していないデータの訂正については、原則として、訂正があった都度、速やかに比較表*を作成のうえ、参考情報として協会ホームページに掲載する。この場合、最初に発表したものが正式な数値であり、比較表の数値はあくまで参考情報の位置付けとする。

(*) 報告協会員から再提出された取引情報と既に発表している取引情報との比較表

以 上

IOSCO「金融指標に関する原則の最終報告書」に対する公社債店頭売買参考統計値の対応状況について

平成26年7月18日

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2013年7月、「金融指標に関する原則の最終報告書（“Principles for Financial Benchmarks - Final Report”）」（以下、「最終報告書」という。）を公表した。最終報告書では、指標の運営機関は、最終報告書において提示されている19の原則に対する遵守状況を、最終報告書公表後12か月以内に開示することが求められている。

最終報告書においては、「単一の金融商品の価格は、本原則上、指標とはみなされない（The prices of single financial securities are not considered Benchmarks for the purposes of these Principles）」と規定されていることから、単一の債券の統計値である公社債店頭売買参考統計値は、原則における指標には該当しないと考えられる。しかしながら、最終報告書で示された諸原則には、指標運営機関として参考とすべき点が多いことから、本協会の自主規制機関という性格に鑑みて、原則に照らした対応状況を自主的に開示することにより、本協会としての説明責任を果たすことが望ましいと判断した。以下に、公社債店頭売買参考統計値について、最終報告書の諸原則への対応状況を開示する。

1. 公社債店頭売買参考統計値の位置付け

公社債店頭売買参考統計値（以下「売買参考統計値」という。）は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、日本証券業協会（以下「本協会」という。）が運営している。

売買参考統計値の運営機関である本協会は、金融商品取引法（第67条の2第2項）の規定により、金融商品取引業に係る自主規制機関として、内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会であり、協会員により組織されている。

本協会による売買参考統計値の運営は、本協会の自主規制規則である「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（別紙1。以下「規則」という。）、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」（別紙2。以下「細則」という。）に基づき行われている。また、売買参考統計値の運営等については、「公社債店頭売買参考統計値発表制度について」及び「指定報告協会の指定に係る運用について」（以下「ガイドライン」という。）に定められている。なお、本協会の定款において、本協会は、本協会の規則（細則を含む。）に違反した協会員に対して、けん責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名といった処分を行うことができることとされている。

これらの規則、細則及びガイドラインは、本協会のウェブサイトにおいて公表されている。

2. 売買参考統計値の制度概要

(1) 指定報告協会による気配の報告について

(ア) 指定報告協会の指定

売買参考統計値は、指定報告協会からの報告気配に基づき算出される。

指定報告協会になろうとする協会は、本協会に申請を行う。本協会は、申請した協会が、指定基準を充足しているかを審査し、充足していると判断した場合、指定報告協会の指定を行う（規則第8条第1項）。指定基準は、①売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会になる意思を有していること、②公社債店頭売買業務等に精通していること、③気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること、④その他本協会が定める事項である。なお、指定報告協会になろうとする協会は、本協会に申請を行うに際し、①報告銘柄の選定基準、②報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順、③本協会への報告手順、④報告銘柄の気配値の社内監視体制、⑤危機管理体制、⑥適正な気配の報告の確保のための社内規程を記した書類を本協会に提出することとされており、本協会はこれらの書類等により、上記の指定基準を充足しているかを審査している。

なお、指定後に指定報告協会が、指定基準を満たさないこととなった場合、本協会は当該協会の指定を取り消す（規則第8条第2項）。

(イ) 指定報告協会による気配の報告

指定報告協会は、当日の午後3時現在における額面5億円程度の参考となる気配を、原則として、当日の午後4時30分までに本協会に報告する（規則第7条第1項）。

報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない（規則第7条第2項）。

また、指定報告協会は、報告する気配の水準について他の指定報告協会との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為を行ってはならない（規則第9条第2項）。

(2) 本協会における売買参考統計値の算出・公表について

(ア) 報告値の監視・承認

本協会は、監視システムにより、指定報告協会の報告状況を監視するとともに、報告値のチェックを行っている。チェックの結果、個別の報告値の連続性等に疑義が生じた場合には、指定報告協会に対して報告値が適正であるか確認を行っている。

(イ) 売買参考統計値の算出・公表

本協会は、チェック後の報告値を基に売買参考統計値の「平均値」、「中央値」、「最高値」、「最低値」を算出し、当日午後5時30分を目途に売買参考統計値を本協会のウェブサイト（<http://www.jsda.or.jp/en/statistics/bond-market/prices/index.html>）により公表している。2014年7月1日現在の公表銘柄数は8,060銘柄である。

なお、売買参考統計値の具体的な算出方法は、別紙3を参照のこと。

3. 売買参考統計値制度の見直しについて

本協会では、2013年12月、社債等の売買参考統計値の信頼性の向上を図るため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等を改正した。当該規則改正等の内容は、別紙4のとおりである。

なお、当該規則改正等の施行時期は、指定報告協会員間の情報交換及び調整の禁止については2014年1月、それ以外の事項については2015年11月2日を予定している。

4. IOSCO原則への対応状況

IOSCO原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
<原則1> 運営機関の全般的責任 (Overall Responsibility of the Administrator)	1. のとおり、売買参考統計値は、本協会の自主規制規則に基づき本協会が運営しており、指標決定プロセスのあらゆる側面（構築、決定及び提供、運営並びにガバナンスを含む。）について本協会が第一義的に責任を負っている。	—
<原則2> 第三者の監督 (Oversight of Third Parties)	本協会は、売買参考統計値の算出を、書面による契約により、第三者に委託している。当該第三者は、本協会の規則及びガイドラインの内容に基づく契約に従い、売買参考統計値を算出している。 本協会は、売買参考統計値について、委託先との対応を含めたコンティンジェンシープランを策定している。	2015年11月2日実施予定の制度見直しに伴い、同日から売買参考統計値の算出の委託先を変更する予定である。変更後の委託先とは、売買参考統計値算出の委託に係る契約を書面にて締結しており、当該契約において、同社の役割及び義務、同社における危機管理体制及び本協会による監査等について規定し、業務委託先に対するモニタリングを

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
<p><原則 3 > 運営機関の利益相反 (Conflicts of Interest for Administrators)</p>	<p>本協会は、売買参考統計値の数値について利害関係を有していないため、売買参考統計値については、原則 3 において規定されている利益相反に係る懸念は極めて低いと考えられるが、次のとおり利益相反の関係を軽減・管理する措置を講じている。</p> <p>まず、売買参考統計値は、本協会の自主規制規則に基づき運営されているが、自主規制規則については、年 1 回、見直し等に関する意見・要望を募集し、必要に応じて見直しを検討することとしている。この年 1 回の見直しの手続きについては文書化され、本協会のウェブサイト等で公表されている。http://www.jsda.or.jp/katsudou/minaoshi/minaoshi.html</p> <p>また、規則の改正及びガイドラインの重要な改正は、関係する会議体での検討・審議のうえ、改正案をパブリックコメントに付し、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて行われる。このような手続きについては文書化され、本協会のウェブサイト等で公表されている。 http://www.jsda.or.jp/katsudou/jisyukisei/index.html</p> <p>売買参考統計値の公表に際し、本協会は報告値を確認のうえ、承認を行っており、その旨は文書化されている。</p>	<p>行う体制を構築している。</p> <p>—</p>
<p><原則 4 > 運営機関における統制の枠組み (Control Framework for Administrators)</p>	<p>指標を決定及び公表するプロセスに対する統制の枠組みは、①利益相反の重要性、②指標設定プロセスにおいて許容される裁量の範囲、③指標のインプット・アウトプットの特徴に応じて構築されるべきとされている。</p> <p>この点、売買参考統計値については、①利益相反については、原則 3 の回答のとおり、本協会は、売買参考統計値の数値について利害関係は有していないため、利益相反に係る懸念は極めて低いと考えられる、②指標決定プロセスにおける裁量の範囲について、1. のとおり、売買参考統計値の決定・公表プロセスは、規則及びガイドラインにおいて明確に定められて</p>	<p>本協会においては、今後、広く市場関係者等からの売買参考統計値に関する意見等を受け付ける専用窓口を設け、寄せられた意見を運営統制に活用していく予定である (本協会ウェブサイトを通じた意見受付を予定)。</p>

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
	<p>いる、③指標のインプット・アウトプットの特徴については、2. のとおりである。以上を鑑みると、売買参考統計値については、原則4に記載されている全ての項目に対応せずとも、適切な統制の枠組みの構築は可能であるとする。</p> <p>売買参考統計値は、1. のとおり、本協会の自主規制規則及びガイドラインに基づき運営されている。当該規則及びガイドラインにおいて、①指定報告協会の指定、②指定報告協会による気配の報告、③本協会における売買参考統計値の算出・公表といった売買参考統計値の運営に係る本質的な事項が定められている。</p> <p>また、2. (1) (イ) のとおり、自主規制規則により、指定報告協会が気配を報告するに当たって報告する気配の適正性及び公正性を確保するために、報告に当たって考慮すべき事項や事前の情報交換・調整の禁止などが定められている。</p>	<p>なお、本協会による報告値の監視・承認については、現行のガイドラインに定めはないものの、2015年11月2日施行予定の新設ガイドラインにおいて定められており、当該ガイドラインに沿って報告値の監視・承認を行う。</p>
<p><原則5>内部監督機能 (Internal Oversight)</p>	<p>○指定報告協会からの報告値の監視等</p> <p>2. (2) のとおり、本協会は、指定報告協会からの報告値を監視するとともに、報告値のチェック、確認を行っている。</p> <p>○指定報告協会に対する監査</p> <p>本協会は、協会員に対し定期的に監査を行っているが、指定報告協会となっている協会員に対する監査において、気配の報告体制等について監査している。</p> <p>○運営状況の監査</p> <p>売買参考統計値の運営業務については、本協会事務局内の内部監査（年1回の自主点検及び定期的な実地監査）の対象となっている。</p> <p>○売買参考統計値制度に関する定期的な見直し</p> <p>売買参考統計値は、本協会の自主規制規則に基づき運営されているが、自</p>	<p>本協会における売買参考統計値の運営業務に係る内部監査の実施方針（実施頻度、確認内容等）について、文書化し公表することを検討する。</p>

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
	<p>主規制規則については、年1回、見直し等に関する意見・要望を募集し、必要に応じて見直しを検討することとしている。また、規則の改正及びガイドラインの重要な改正は、関係する会議体での検討・審議のうえ、改正案をパブリックコメントに付し、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて行われる。</p>	
<p><原則6>指標の設計 (Benchmark Design)</p>	<p>売買参考統計値は、指定報告協会からの報告気配に基づき算出している。指定報告協会は、2.(1)(ア)のとおり、本協会が定める指定基準を充足した協会員に限り本協会から指定され、適正な気配を報告できる能力を有すると確認された会社である。</p> <p>また、指定報告協会が気配を報告するに当たっては、2.(1)(イ)のとおり遵守事項が定められており、適正な報告をするための自主規制規則が整備されている。</p> <p>さらに、2.(2)のとおり、本協会は、指定報告協会からの報告値の監視を行っており、運営機関として、適正な売買参考統計値の算出のための体制を整備しており、正確性、信頼性及び透明性の確保に資するため、「平均値」、「中央値」、「最高値」、「最低値」の4つの統計値を公表している。</p>	<p>—</p>
<p><原則7>データの十分性 (Data Sufficiency)</p>	<p>売買参考統計値は、指定報告協会員の報告気配に基づき算出している。</p>	<p>2015年11月2日実施予定の制度見直しに伴い、社債については、取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄について、指定報告協会員に自社の報告気配値が適正なものとなっているか確認することとしている。</p>
<p><原則8>データのヒエラルキー (Hierarchy of Data Inputs)</p>	<p>2.(1)(イ)のとおり、指定報告協会員が報告する気配は、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配であり、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らして適正なものでなければならないとされている。</p>	

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
		る。
<p><原則 9 > 指標決定の透明性 (Transparency of Benchmark Determination)</p>	<p>売買参考統計値は、正確性、信頼性及び透明性の確保に資するため、「平均値」、「中央値」、「最高値」、「最低値」の4つの統計値を公表している。売買参考統計値の具体的な算出方法は規則及びガイドラインにおいて規定されており、これらは本協会のウェブサイト等で公表されている。</p> <p>なお、具体的な算出方法は、別紙3のとおり。</p> <p>また、本協会では、「公社債種類別店頭売買高」など、関連市場の規模や流動性に関する統計値を作成・公表している。</p>	—
<p><原則 10 > 定期的な見直し (Periodic Review)</p>	<p>1. のとおり、売買参考統計値は、本協会の自主規制規則に基づき運営されているが、自主規制規則については、年1回、見直し等に関する意見・要望を本協会のウェブサイトにより募集し、それらを踏まえて見直しを検討することとしている。</p> <p>売買参考統計値に係る規則・ガイドラインは、本協会の関係する会議体での検討・審議を経て改正されるが、検討・審議の様子は本協会のウェブサイト等で公表される。</p>	—
<p><原則 11 > 算出方針の内容 (Content of the Methodology)</p>	<p>規則及びガイドラインにおいて、①重要な用語（売買参考統計値、報告する気配等）の定義、②指定報告協会の指定及び指定の取消しの基準・手続等、③売買参考統計値の算出方法、④適正な気配の報告が困難な場合の届出、⑤売買参考統計値の公表が行われない銘柄の取扱い、⑥売買参考統計値の利用に係る注意事項等について規定している。</p> <p>一方、指標の訂正についての規定はないが、これまで必要が生じた場合には、売買参考統計値の訂正を行っている。</p>	<p>本協会における売買参考統計値の訂正の取扱いについて、文書化し公表することを検討する。</p>
<p><原則 12 > 算出方針に対する変更 (Changes to the Methodology)</p>	<p>売買参考統計値に係る規則は、本協会の会議体での検討・審議を経て改正されるが、その手続等については本協会の定款等により定められており、また、本協会のウェブサイト等で公表されている。さらに、会議体での検</p>	—

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
<p data-bbox="192 352 555 379"><原則 13>移行 (Transition)</p>	<p data-bbox="790 204 1664 280">討・審議の様式及び規則・ガイドラインの改正内容も、本協会のウェブサイトで公表される。</p> <p data-bbox="790 300 1664 424">規則の改正及びガイドラインの重要な改正に当たっては、改正内容についてパブリックコメントに付し、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ改正が行われる。</p> <p data-bbox="790 443 1664 568">改正された規則・ガイドラインについては、呈示者である指定報告協会員や利用者における準備・対応を勘案し必要とされる期間を経て施行される。</p> <p data-bbox="790 587 1664 759">1. のとおり、売買参考統計値は、本協会の自主規制規則に基づき運営されているが、自主規制規則については、年1回、見直し等に関する意見・要望を本協会のウェブサイトにより募集し、必要に応じて見直しを検討することとしている。</p> <p data-bbox="790 778 1664 903">また、規則及びガイドラインにおいて、適正な気配の報告が困難な場合の届出及び売買参考統計値の公表が行われない銘柄の取扱いについて規定している。</p> <p data-bbox="790 922 1664 999">本協会は、売買参考統計値について、委託先との対応を含めたコンティンジェンシープランを策定している。</p>	
<p data-bbox="192 1026 759 1102"><原則 14>呈示者に係る行動規範 (Submitter Code of Conduct)</p>	<p data-bbox="790 1026 1664 1342">2. (1) (ア) のとおり、本協会は、指定報告協会員の指定に際し、①報告銘柄の選定基準、②報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順、③本協会への報告手順、④報告銘柄の気配値の社内監視体制、⑤危機管理体制について審査している。また、本協会が定める指定基準を充足した会社のみが指定報告協会員と指定され、指定基準を充たさないこととなった場合、本協会は指定報告協会員の指定を取り消すこととしている。</p> <p data-bbox="790 1361 1664 1390">規則において、指定報告協会員は、適正な気配報告の確保のため、社内規</p>	<p data-bbox="1854 1026 1883 1046">—</p>

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
	<p>程を定めるとともに、社内検査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、2.(1)(イ)のとおり、自主規制規則により、指定報告協会員が気配を報告するに当たって報告する気配の適正性及び公正性を確保するために、報告に当たって考慮すべき事項や事前の情報交換・調整の禁止などが定められており、この禁止規定に違反した場合、本協会は指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じることができることとされている。</p> <p>さらに、本協会は、協会員に対し定期的に監査を行っているが、指定報告協会員となっている協会員に対する監査において、気配の報告体制等について監査している。</p>	
<p><原則 15> データ収集に係る内部統制 (Internal Control over Data Collection)</p>	<p>売買参考統計値は、指定報告協会員からの報告気配に基づき算出され、規制市場、取引所、又はそれ以外のデータ集計機関からデータを収集していない。</p>	<p>—</p>
<p><原則 16> 不服処理 (Complaints Procedure)</p>	<p>売買参考統計値の運営の根拠となっている自主規制規則については、年1回、見直し等に関する意見・要望を募集し、必要に応じて見直しを検討することとしている。また、規則の改正及びガイドラインの重要な改正については、改正内容についてパブリックコメントに付し、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて改正される。</p>	<p>本協会においては、今後、広く市場関係者等からの売買参考統計値に関する意見等を受け付ける専用窓口を設ける予定である（本協会ウェブサイトを通じた意見受付を予定）。なお、窓口寄せられた意見は、売買参考統計値の適正な運営に利用される。</p>
<p><原則 17> 監査 (Audit)</p>	<p>売買参考統計値の運營業務については、本協会事務局内の内部監査（年1回の自主点検及び定期的な実地監査）の対象となっている。</p> <p>なお、原則3. に示した通り、本協会は、売買参考統計値の数値について</p>	<p>本協会における売買参考統計値の運營業務に係る内部監査の実施方針（実施頻度、確認</p>

I O S C O原則	公表日時点の対応状況	今後の対応方針
	利害関係は有していなく、利益相反に係る懸念は極めて低いと考えられることから、独立する立場の外部監査人の任命までは不要であると考ええる。	内容等) について、文書化し公表することを検討する。
<原則 18> 監査証跡 (Audit Trail)	<p>○本協会の記録保存</p> <p>指定報告協会員から報告された報告値については、本協会の売買参考統計値の専用システム内に保存されている。また、売買参考統計値の規則やガイドラインの改正内容及び改正を審議した会議体の議事録及び開催に係る内部稟議についても本協会において保存されている。</p> <p>○指定報告協会員の記録保存</p> <p>本協会は、2.(1)(ア)に記載した指定報告協会員の申請を行う際の提出資料を保存している。また、当該提出資料の記載内容に変更があった場合には、指定報告協会員は本協会に届け出ることとされており、本協会は当該届出書を保存している。</p> <p>指定報告協会員における報告責任者及び報告担当者については本協会に届け出ることとされており、本協会は当該届出書を保存している。</p>	本協会における日々の報告気配等の保存（保存する情報の内容、保存期間等）について、文書化し、公表することを検討する。
<原則 19> 監督当局との連携 (Cooperation with Regulatory Authorities)	<p>売買参考統計値に係る規則、ガイドライン等については、本協会のウェブサイトにおいて公表されている。</p> <p>本協会は、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣（金融庁）による監督を受けている（金融商品取引法第 73 条等）。金融庁は、本協会の業務に関し報告の徴取の権限を有している（金融商品取引法第 75 条）。</p>	—

以 上

社債の取引情報の発表停止措置における参照国債の決定方法

平成 26 年 5 月 16 日

1. 「参照国債」について

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」において、8. 発表停止の取扱い 及び 9. 発表停止の解除 の当該基準の算定式で使用する「参照国債」を以下のように定めている。

「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいい、原則として、当該社債に最も償還日が近い国債（ただし、当該社債より償還日が遅いものに限る。）とする。

2. 決定方法について

参照国債の決定方法を以下のとおりとする。

社債の発行日時点で、下記のプロセスに則り、参照国債を決定する。

条件 1 社債の売買参考統計値の最終発表日 * 1 <= 国債の売買参考統計値の最終発表日 * 2

（* 1）社債の売買参考統計値の最終発表日 = 償還月の前々月の最終営業日

（* 2）国債の売買参考統計値の最終発表日 = 償還日の 4 営業日前

↓

条件 2 社債の償還日 ≧ 国債の償還日

↓

条件 3 条件 2 の国債が複数ある場合は発行日が近いものを選択

（注 1）上記により選択された国債の利回りが、マーケットの需給関係等の理由により他の償還日の近い国債の利回りと大きく異なる場合には、上記により選択された国債以外の国債（原則として、条件 1 を満たし、かつ、条件 2 において第 2 順位の国債とする。）を参照国債とすることができる。

（注 2）変動利付社債及びゼロクーポン社債については、参照国債は設定しない。

（注 3）上記国債は発行日前取引銘柄を除く。

（注 4）上記国債は売買参考統計値発表銘柄とする。

以 上

売買参考統計値に関する取扱いについて

平成 25 年 12 月 17 日制定

日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 22 条の規定に基づき、売買参考統計値の発表及び算出の方法、指定報告協会員による気配の報告方法、その他の売買参考統計値の取扱いに関し必要な事項を定める。

2. 用語の定義

この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 売買参考統計値 規則第 3 条第 1 項に基づき、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、指定報告協会員からの報告に基づき本協会が発表する値（平均値、中央値、最高値、最低値）をいう。
- ② 選定銘柄 規則第 3 条第 2 項に規定する選定銘柄をいい、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、規則第 5 条第 2 項に基づき選定された銘柄をいう。
- ③ 気配 当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる売り気配と買い気配の仲値をいう。
- ④ 指定報告協会員 規則第 3 条第 1 項に規定する指定報告協会員をいい、選定銘柄について本協会に気配を報告する者として本協会が指定する協会員をいう。
- ⑤ 報告気配値 本協会が指定報告協会員から報告を受けた気配をいう。
- ⑥ 入札前国債 国債の入札前取引において対象とする国債をいう。

3. 指定報告協会員の指定

(1) 指定報告協会員の基準等

本協会は、規則第 8 条第 1 項に基づき、指定報告協会員になろうとする協会員（以下「申出協会員」という。）について、同項各号に掲げる指定基準（次の①から④の指定基準）につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。

- ① 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること
- ② 公社債店頭売買業務等に精通していること
- ③ 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること
- ④ その他本協会が定める事項

(2) 具体的な判定基準等

規則第8条第1項各号の要件を満たすか否かの判断基準は、次のとおりとする。

- ① 売買参考統計値発表制度（以下「本制度」という。）の趣旨は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するために行うものであり、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的としている。したがって、申出協会員が指定報告協会員になることにより、本制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことが条件となる。
- ② 各指定報告協会員における気配値の算出に当たり、「本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない」ことから、その前提となる店頭売買業務等について精通していることが条件となる。

「店頭売買業務等について精通している」と認める基準としては、次に掲げる要件を満たすことが条件となる。

 - イ. 公社債店頭売買高について、別紙1の別表第一に掲げる「1. 参入基準」を満たすこと。
 - ロ. 既に指定を受けている指定報告協会員については、別紙1の別表第一に掲げる「2. 維持基準」を満たすこと。
 - ハ. 維持基準を満たさないこととなった指定報告協会員については、別紙1の別表第二に掲げる猶予期間までに維持基準を満たすこと。
- ③ 「気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成」としては、適正な気配を、規則第7条第1項に規定する報告時限までに本協会に報告できる組織体制、人員構成を有することが条件となる。

規則第20条第1項において、「指定報告協会員は、報告責任者1名及び報告担当者2名を定め、本協会に届け出るものとする。」と規定しているが、報告責任者については公社債ディーリング関連部署等において3年以上の業務経験のある者が望ましい。

- ④ 上記内容以外の事項を審査するために、必要に応じて、申出協会員の業務内容等を把握するための資料等を徴求することがある。

(3) 審査手続

申出協会員は、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」第5条の規定に基づき、申請書及び同条各号に掲げる事項（次の①から⑥に掲げる事項）の内容を記した添付書類（以下「申請書等」という。）を本協会に提出しなければならない。申請書等の記載事項については、別紙2の様式に定めるところによる。

本協会は、申出協会員から提出された申請書等に基づき審査を行い、同申請書等を受理した日から起算して1か月以内に、その結果について当該申出協会員に対して通知することとする。また、当該申出協会員が指定を受けられなかった場合において、当該申出協会員からその理由等について問い合わせがあれば回答することとする。

- ① 報告銘柄の選定基準
- ② 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順
- ③ 本協会への報告手順
- ④ 報告銘柄の気配値の社内監視体制
- ⑤ 危機管理体制
- ⑥ 規則第 19 条第 2 項に規定する社内規程

(4) 指定の取消

本協会は、指定報告協会員が指定基準を満たさないこととなった場合には、規則第 8 条第 2 項に基づき、当該協会員の指定を取り消すものとする。

(5) 指定報告協会員の数の制限等

指定報告協会員の対象は、公社債ディーリング業務等を行う証券会社及び登録金融機関を対象とし、ブローカーズ・ブローカー及び短資会社は対象から除外する。

また、指定報告協会員数の上限は、当分の間、50 社とする。なお、上限となった場合には、新規の指定は行わないこととする。

4. 指定報告協会員からの気配の報告

(1) 報告内容

指定報告協会員は、規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、選定銘柄のうち規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った銘柄について、気配を本協会に報告する。

指定報告協会員が報告する気配は、単利報告銘柄は単利利回り (0.001%刻み)、複利報告銘柄は複利利回り (0.001%刻み)、単価報告銘柄は単価 (0.01 円刻み)、スプレッド α 報告銘柄は基準金利に対するスプレッド (0.01%刻み) とする。

【単利報告銘柄】

債券の種類	銘柄種別 (コード)
国庫短期証券	0 1
利付国債	0 2
割引国債(残存 1 年未満)	0 3
割引国債(分離元本振替国債) (残存 6 か月未満)	0 3
割引国債(分離利息振替国債) (残存 6 か月未満)	0 3
地方債	1 0
政府保証債	2 0
財投機関債等	2 2
利付金融債	3 1

【複利報告銘柄】

債券の種類	銘柄種別 (コード)
利付国債(入札前国債)	0 2
物価連動国債(入札前国債)	0 2
割引国債(残存 1 年以上)	0 3
割引国債(分離元本振替国債) (残存 6 か月以上)	0 3
割引国債(分離利息振替国債) (残存 6 か月以上)	0 3
円貨建外債(利払が年 1 回)	4 4

【単価報告銘柄】

変動利付国債	0 5
--------	-----

割引金融債	3 2
社債	4 0
特定社債	4 3
円貨建外債(利払が年2回)	4 4

【スプレッドα報告銘柄】

変動利付国債等(入札前国債)	0 5
----------------	-----

物価連動国債	0 5
変動利付地方債等	1 5
変動利付政府保証債等	2 5
変動利付財投機関債等	2 7
変動利付金融債等	3 5
変動利付社債等	6 0
変動利付特定社債等	6 3
変動利付円貨建外債等	6 6

(2) 報告時限

指定報告協会員は、規則第7条第1項の規定に基づき、原則として、次に定める報告時限までに気配を報告する。

なお、報告時限までに適正な気配の報告を行うことが困難である場合には、次に定める報告時限までに本協会に報告のうえ、遅滞なく所定の様式を届け出ることにより、当該銘柄の報告を行わないことができる。

- ① 社債等(別紙3に規定する社債、特定社債及び円建外債をいう。以下同じ。)以外の公社債 当日の午後4時30分
- ② 社債等 当日の午後5時45分

5. 本協会における管理

(1) 日々の報告気配値のチェック

本協会は、報告気配値に適正ではない値が含まれていないかについて、以下のとおり、毎営業日、チェック等を行うものとする。

- ① 本協会は、以下のイ.～ハ.のいずれかに該当する銘柄を抽出し、当該銘柄の気配値報告を行っている全ての指定報告協会員に対し、該当事実を連絡したうえで、自社の報告気配値が適正なものとなっているかを確認するよう求める。ただし、以下のロ.については、協会員が規則に基づき取引価格の報告を行うものに限ることとする。
 - イ. 指定報告協会員が報告気配値の平均値から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄
 - ロ. 取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値(報告気配値が利回りの場合は当該利回りから算出した単価)がある銘柄
 - ハ. 下記「12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口」の売買参考統計値に係る意見等受付窓口に、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある旨の情報が寄せられた銘柄、その他の報告気配値の適正化に資する情報が寄せられた銘柄のうち本協会が必要と認めたもの
- ② 指定報告協会員は、上記イ.～ハ.のいずれかに該当する事実が認められ、本協会から確認の連絡があった銘柄については、原則として当日中に自社の報告気配値につ

いて確認を行い、本協会に確認報告を行うものとする。ただし、該当銘柄が多数である等のやむを得ない事由により、当日中に全ての報告気配値の確認を行うことが困難である場合には、可能な限り当日中の確認及び確認報告を行い、当日中に確認できなかったものについては、翌営業日以降、本協会からの連絡内容を踏まえたうえで報告気配値の算出を行うものとする。

- ③ 上記イ. ～ハ. のいずれかに該当するか否かにかかわらず、異常値であると本協会が判断した報告気配値（例えば、桁違い、ゼロなどの報告気配値）については、当該気配値を報告した指定報告協会員に対して報告気配値の修正を求める。
- ④ 指定報告協会員における確認状況を検証し、確認態勢の不備が認められた場合には、本協会は、必要に応じ、当該指定報告協会員に対する指導を行う。

(2) 指定報告協会員の報告態勢のチェック

本協会は、指定報告協会員において市場実勢に合った報告気配値の見直しが適正に行われていない状況が継続していないか等、指定報告協会員における報告態勢に問題が生じていないかについてチェックするものとする。本協会における具体的な報告態勢のチェック方法は、以下のとおりとする。

- ① 上記「(1) 日々の報告気配値チェック」により、本協会が確認等の連絡を行った銘柄について、指定報告協会員各社の報告気配値の状況及びマーケットの状況等に鑑みて、市場実勢に合った報告気配値の報告が行われていないと疑われる状況が継続している場合、本協会は、当該銘柄に関する「管理レポート」を作成して当該指定報告協会員に対してフィードバックを行うとともに、必要に応じ、当該指定報告協会員に説明を求める等の措置を講じる。
- ② 上記①の結果、報告態勢の不備が認められる場合、本協会は、必要に応じ、当該指定報告協会員に対して是正を求める。

(3) 適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置

上記「(1) 日々の報告気配値チェック」及び「(2) 指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認められない等、指定報告協会員として不適当である状況が認められる場合、本協会は、必要に応じ、規則第9条第2項の規定に基づき、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じる。

6. 売買参考統計値の算出方法

(1) 社債等以外の公社債の算出方法

社債等以外の公社債については、下表に基づき、報告気配値の上下一定社数を除外（上下カット）したうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。

報告会社数	上下カット数
34～40	6社ずつカット
27～33	5社ずつカット
21～26	4社ずつカット
15～20	3社ずつカット
10～14	2社ずつカット
5～9	1社ずつカット

(2) 社債等の算出方法

社債等については、報告気配値を上下カットせず、すべての報告気配値により、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。

7. 売買参考統計値の発表内容

本協会は、毎営業日、売買参考統計値を発表する。

売買参考統計値の発表事項は次に掲げるものとする。ただし、営業日ごとの報告気配値の数が5に満たないこととなった銘柄については、当該営業日（翌営業日付け発表分）の売買参考統計値の発表は行わないこととする（次の①から⑤及び⑩の事項のみ発表する。）。

- ① 銘柄種別 上記「4. 指定報告協会からの気配の報告（1）報告内容」に掲げる表のとおり、債券の種類別に本協会が付番するコードとする。
- ② 銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。
- ③ 銘柄名
- ④ 償還期日
- ⑤ 利率
- ⑥ 平均値 報告気配値（社債等以外の公社債については、上記「6. 売買参考統計値の算出方法（1）社債等以外の公社債の算出方法」に定めるとおり上下カットを行った後の報告気配値をいう。以下⑦、⑧、⑨及び⑩において同じ。）の算術平均とする。単価（円）、前日比（銭）、複利利回り（%）、単利利回り（%）の4項目を発表する。ただし、下表に掲げる債券については、下表に定める項目を発表する。以下⑦、⑧及び⑨において同じ。
- ⑦ 中央値 報告気配値を大きい順又は小さい順に並べた場合に、その中央に位置する値とする。報告気配値が偶数個の場合は真中の2つの平均値とする。
- ⑧ 最高値 報告気配値の最高値とする。なお、最高値は単価ベースとするため、最高値として発表される単利利回りと複利利回りは最も低い値となる。

- ⑨ 最低値 報告気配値の最低値とする。なお、最低値は単価ベースとするため、最低値として発表される単利利回りと複利利回りは最も高い値となる。
- ⑩ 報告社数 各銘柄について気配値を報告する指定報告協会員の数(社債等以外の公社債については、上記「 6. 売買参考統計値の算出方法(1) 社債等以外の公社債の算出方法」に定める上下カットを行う前の数)とする。
- ⑪ 乖離 報告気配値の最高値と最低値の差(絶対値)が一定水準(0.5%)以上に広がった銘柄(単価報告銘柄を除く。)について、注意喚起のための記号を付すこととする。

債券の種類	発表値の種類
利付債(変動利付又は分割償還等)	単価
固定利付国債(入札前国債)	複利利回り
物価連動国債(入札前国債)	複利利回り
変動利付国債(入札前国債)	基準金利に対するスプレッド
国庫短期証券	単利利回り、単価
割引国債(残存1年未満)	単利利回り、単価
割引国債(分離元本振替国債) (残存6か月未満)	単利利回り、単価
割引国債(分離利息振替国債) (残存6か月未満)	単利利回り、単価
割引金融債	単利利回り、単価
割引国債(残存1年以上)	複利利回り、単価
割引国債(分離元本振替国債) (残存6か月以上)	複利利回り、単価
割引国債(分離利息振替国債) (残存6か月以上)	複利利回り、単価
円貨建外債(年1回利払)	複利利回り、単価

8. 売買参考統計値の発表方法等

(1) 発表日付

売買参考統計値は、当日の午後3時00分における気配に基づいて作成・発表するが、翌営業日の公社債の店頭売買を行う際の参考となるものであるため、発表日付は翌営業日の日付とする。

(2) 発表方法

売買参考統計値は、本協会ホームページ上で発表する。データ形式はCSV、EX

CEL、PDFの3種類とする。

(3) 格付マトリクス表の発表

本協会は、格付及び社債の残存年数ごとに複利利回り等のマトリクス表を格付会社別に作成した「格付マトリクス表」を参考情報として本協会ホームページ上で発表する。

【格付マトリクス表のデータレイアウト】

発表 日付	格付会社 コード	格付 会社名	残存年	OCCURS10				
				格付記 号	複利	標準 偏差	銘柄数	報告デ ータ数

格付会社・・・株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所（2社）

複利利回り・・・報告気配値に基づき算出された複利利回りの算術平均

標準偏差・・・報告された気配に基づき算出された複利利回りの標準偏差

銘柄数・・・格付・残存年数毎に区分した際の該当銘柄数

報告データ数・・・該当銘柄を報告している指定報告協会員数

9. 売買参考統計値の発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、次に掲げる区分に応じ、次に定める時刻を目途に、売買参考統計値を発表する。

- ① 社債等以外の公社債 当日の午後5時30分
- ② 社債等 当日の午後6時30分

10. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い

選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日の取扱いは、次のとおりとする。（別紙4参照）

(1) 新規発行銘柄

- ① 入札前国債
入札アナウンスメント日の翌営業日とする。
- ② 国債
イ. 分離元本振替国債及び分離利息振替国債
分離適格振替国債の発行日の翌営業日とする。
ロ. その他の銘柄
入札日の翌営業日とする。
- ③ 地方債
発行日の翌営業日とする。

- ④ 政府保証債
発行日の翌営業日とする。
- ⑤ 財投機関債等
発行日の翌営業日とする。
- ⑥ 金融債
 - イ. 利付債
発行日の翌営業日とする。
 - ロ. 割引債
売出期間の最終日の翌営業日とする。
- ⑦ 社債
発行日の翌営業日とする。
- ⑧ 特定社債
発行日の翌営業日とする。
- ⑨ 円貨建外債
発行日の翌営業日とする。

(2) 既発行銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が、細則第3条第2項に規定する社数（5社）以上となる届出が提出された月の翌月の第1営業日とする。

11. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い

選定銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、次のとおりとする。（別紙4参照）

- (1) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第3条第2項に規定する社数（5社）以上存在する銘柄
 - ① 入札前国債
入札日までとする。
 - ② 国債
 - イ. 国庫短期証券等
償還日の6営業日前の日までとする。
 - ロ. その他の国債
償還日の4営業日前の日までとする。
 - ③ 国債以外の銘柄
 - イ. 割引金融債のうち前半債
次月発行銘柄（前半債）の売出期間の最終日までとする。
 - ロ. その他の債券
原則として、償還月の前々月の最終営業日までとする。

- (2) 当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が細則第4条第2項に規定する社数(5社)に満たないこととなる銘柄

当該銘柄を報告対象銘柄とする指定報告協会員が5社に満たないこととなる届出が提出された月の最終営業日までとする。

12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口

本協会は、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある銘柄に関する情報、その他の報告気配値の適正化に資する情報の収集を行うことを目的として専用の電子メール窓口を設け、広く市場関係者等から売買参考統計値に関する意見等を受け付ける。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第8条第1項第2号に係る基準について

別表第一

○ 売買高基準

項目	会員	特別会員
1. 参入基準	<p>公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。）における売買高ランキングにより判断する。</p> <p>①申請の日の前々月から過去2年間の総売買高（現先取引を含む。以下同じ。）ランキング50位以内（証券会社のみ。ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。以下同じ。）に位置していること。</p> <p>②上記①を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の総売買高ランキング50位以内に位置していること。</p> <p>③社債等（社債、特定社債及び円貨建外債をいう。以下同じ。）の気配の報告を行う指定報告協会員にあっては、上記①又は②を満たしていることに加えて、以下の基準を満たしていること。</p> <p>（ア）申請の日の前々月から過去2年間の社債等の売買高（現先取引を含む。以下同じ。）ランキング20位以内（ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。以下同じ。）に位置していること。</p> <p>（イ）上記（ア）を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の社債等の売買高ランキング20位以内に位置していること。</p>	<p>公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。）における売買高ランキングにより判断する。</p> <p>①推計公社債売買高（※）をもとに、左記①の証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。</p> <p>②上記①を満たしていない場合には、申請の日の前々月から過去3年間の総売買高（現先取引を含む。）証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。</p> <p>③登録金融機関業務として売買を行うことができる有価証券に限り、気配の報告を行うこと。</p> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> 推計公社債売買高は、以下の式により算出する。 $\text{推計公社債売買高} = (A \div B) \times X$ $A = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公社債売買高（全社計）}$ $B = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公共債売買高（全社計）}$ $X = \text{申請の日の前々月から過去2年間（又は3年間）公共債売買高（自社計）}$ 合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 新規参入登録金融機関（営業開始から2年を経過していない会社）につ

項目	会員	特別会員
	<p>(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) を満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができるものとする。</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 ・新規参入証券会社（営業開始から2年を経過していない会社）については、申請の日の前々月から過去1年間の総売買高ランキング及び社債等の売買高ランキングにより判断することができる。 	<p>いては、申請の日の前々月から過去1年間の総売買高ランキングにより判断することができる。</p>
2. 維持基準	<p>毎年6月に、公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別を除く。）における売買高により判断する。</p> <p>①前年度分の総売買高ランキング50位以内に位置していること。</p> <p>②社債等の気配の報告を行う指定報告協会員にあっては、上記①を満たしていることに加えて、以下の基準を満たしていること。</p> <p>(ア) 前年度分の社債等の売買高ランキング20位以内に位置していること。</p> <p>(イ) 上記 (ア) を満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができるものとする。</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 	<p>毎年6月に、公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別を除く。）における売買高により判断する。</p> <p>推計公社債売買高（※）をもとに、左記①の証券会社ランキング50位以内（短資会社を除く。）に位置していること。</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推計公社債売買高は、以下の式により算出する。 $\text{推計公社債売買高} = (A \div B) \times X$ <p>$A = \text{前年度の公社債売買高（全社計）}$ $B = \text{前年度の公共債売買高（全社計）}$ $X = \text{前年度の公共債売買高（自社計）}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。

別表第二

○ 猶予期間

区分	猶予期間
1. 売買高基準	1. 指定報告協会員が別表第一の「2. 維持基準」を満たさないこととなった場合には、本協会は当該指定報告協会員に対して、維持基準の判定月の翌月の第1営業日から起算して1年間の猶予期間を与えることとする。

以 上

平成 年 月 日

日本証券業協会
会長 殿

協会の名称

印

代表者の氏名

印

指定申請書

当社では、貴協会の売買参考統計値発表制度の趣旨を十分理解し、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第8条に規定する「指定報告協会の基準等」の要件を満たす社内体制の確保及び日々適正な気配の報告を行うことが可能なことから、貴協会より指定報告協会の指定を受けることについて申請いたします。

以 上

平成 年 月 日

日本証券業協会
自主規制本部 公社債・金融商品部 御中

協会の名称
所属部署
報告責任者名

㊞

指定申請書添付書類

当社の報告銘柄の選定基準等について、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」第5条の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。なお、当社の指定申請書添付書類の内容について変更がある場合には、遅滞なく、貴協会に届け出ることといたします。

記

1. 報告銘柄の選定基準(細則第5条第1号)

報告銘柄の種別	選定基準の内容等	備考

2. 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順(細則第5条第2号)

時間	気配値作成手順	担当部署等

3. 日本証券業協会への報告手順(細則第5条第3号)

時間	報告手順	担当部署等

4. 報告銘柄の気配値の社内監視体制(細則第5条第4号)

項目	内容・頻度等	担当部署等

5. 危機管理体制(細則第5条第5号)

項目	対応方法等

6. 社内規程(細則第5条第6号)

規則第 19 条第2項に規定する当社の社内規程は、別紙1のとおり。

7. その他

(1) 組織図

当社の気配報告関係部署の組織図は、別紙2のとおり。

(2) 報告責任者及び担当者

規則第 20 条第1項に規定する当社の報告責任者及び報告担当者は、別紙3のとおり。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第7条第1項に規定する社債、特定社債、円貨建外債の指定について

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第7条第1項に基づき、売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債、円貨建外債として指定するものは、次のとおりとする。

① 社債

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第5号に掲げる社債券（年度ごとに財務省が発表する「財投機関債の発行予定」に掲げる機関が発行する社債券を除く。）、放送債、東京交通債、その他本協会が社債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該社債は、銘柄種別（コード）を「40（社債）」又は「60（変動利付社債等）」とする。

② 特定社債

金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券（資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券）、その他本協会が特定社債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該特定社債は、銘柄種別（コード）を「43（特定社債）」又は「63（変動利付特定社債等）」とする。

③ 円貨建外債

金商法第2条第1項第17号に掲げる外国又は外国の者の発行する証券又は証書で債券の性質を有するもの、その他本協会が円貨建外債として売買参考統計値を公表することが適当と判断するものをいう。当該円貨建外債は、銘柄種別を「44（円貨建外債）」又は「66（変動利付円貨建外債等）」とする。

以 上

選定銘柄に係る発表開始日及び最終発表日の取扱い一覧

種 類	発表開始日	最終発表日
入札前国債		
[国庫短期証券等]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
[利付国債(変動利付国債及び物価連動国債を含む。)]	入札アナウンスメント日の翌営業日	入札日
国 債		
[国庫短期証券等]	入札日の翌営業日	償還日の6営業日前
[利付国債(変動利付国債及び物価連動国債を含む。)]	入札日の翌営業日	償還日の4営業日前
[分離元本振替国債]	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
[分離利息振替国債]	分離適格振替国債の発行日の翌営業日	償還日の4営業日前
地 方 債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
政府保証債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
財投機関債等		
[財投機関債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付財投機関債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
金 融 債		
[利付募集債]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[割引債(前半債)]	売出期間の最終日の翌営業日	次月発行銘柄の売出期間の最終日
社 債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
特定社債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
円貨建外債	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
変動利付社債等		
[変動利付社債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付特定社債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日
[変動利付円貨建外債等]	発行日の翌営業日	償還月の前々月の最終営業日